

区民委員会報告資料

令和2年11月11日

報告事項件名	頁
1 足立区多文化共生推進計画に基づく施策の実績報告について・・・・・・・・・・	2
2 令和2年度ギャラクシティ（足立区こども未来創造館・足立区西新井文化ホール） の指定管理者運営評価結果について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3 令和2年度足立区文化芸術劇場（シアター1010）の指定管理者運営評価結果に ついて・・	5
4 足立区文化・読書・スポーツ推進委員会条例施行規則の制定について・・・・・・・・	8
5 足立区生涯学習関連施設の指定管理者業務評価結果について・・・・・・・・・・	11
6 令和2年度3分野連携事業（「ちょいスポ」「ちょいカル」「ちょい読み」）の実施 について・・	15
7 「読む団地」での読書関連イベント開催について・・・・・・・・・・・・・・・・	17
8 足立区総合スポーツセンター条例施行規則の一部改正について・・・・・・・・・・	18

(地域のちから推進部)

区 民 委 員 会 報 告 資 料

令和2年11月11日

件 名	足立区多文化共生推進計画に基づく施策の実績報告について
所管部課名	地域のちから推進部 地域調整課
内 容	<p>足立区多文化共生推進計画の2019年度施策の実施状況について、下記のとおり報告する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 2019年度の多文化共生推進施策と実施状況について 多文化共生推進のための2019年度の施策について、全庁向けに調査を実施したので、別添資料1「足立区多文化共生推進計画 2019年度実績 施策と実施状況」のとおり実績を報告する。</p> <p>2 施策調査対象期間 2019年4月から2020年3月まで</p>
問 題 点 今後の方針	<p>今後も、新型コロナウイルス感染症による社会情勢の変化など、区民の生活環境の変化にあわせて対応し、弾力的な施策を目指していく。</p>

区 民 委 員 会 報 告 資 料

令和2年11月11日

件 名	令和2年度 ギャラクシティ（足立区こども未来創造館・足立区西新井文化ホール）の指定管理者運営評価結果について												
所管部課名	地域のちから推進部 地域文化課												
内 容	<p>ギャラクシティ指定管理者の令和元年度業務について、足立区ギャラクシティ運営評価委員会（以下「評価委員会」という。）による評価を行ったので、下記のとおり報告する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 主な業務内容 足立区こども未来創造館及び足立区西新井文化ホールの管理、運営</p> <p>2 指定管理者 みらい創造堂（代表団体 ヤオキン商事株式会社）</p> <p>3 指定管理料 465,258,882円</p> <p>4 評価結果</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr style="background-color: #cccccc;"> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 20%;">得点</th> <th style="width: 20%;">得点率</th> <th style="width: 45%;">評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td>145点</td> <td>80.56%</td> <td>A-</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>111点</td> <td>61.67%</td> <td>B</td> </tr> </tbody> </table> <p>（別添資料2「令和元年度文化施設指定管理者業務評価資料」参照）</p> <p>※ 事業運営の改善努力が評価され、令和元年度より大きく得点が上昇した。</p> <p>5 評価対象期間 平成31年4月1日から令和2年3月31日</p> <p>6 評価委員会開催日 令和2年9月1日（火）</p>		得点	得点率	評価	令和2年度	145点	80.56%	A-	令和元年度	111点	61.67%	B
	得点	得点率	評価										
令和2年度	145点	80.56%	A-										
令和元年度	111点	61.67%	B										

7 評価委員会委員構成（計6名）

種別	氏名	勤務先等
学識経験者	渡辺 千歳 【委員長】	東京未来大学 こども心理学部教授
	山縣 朋彦 【副委員長】	文教大学教育学部 学校教育課程教授
	伊志嶺 絵里子	東京藝術大学 音楽学部非常勤講師
	酒井 雅男	銀座ヒラソル法律事務所 弁護士
区民	高橋 佑介	足立区立小学校 PTA連合会副会長
	四宮 淳司	足立区少年団体連合協議会 副会長

8 評価方法

- (1) 指定管理者による自己評価（セルフチェック）
- (2) 区職員による実態調査（モニタリング）に基づく評価
- (3) 利用者アンケートの集計・分析
- (4) 評価委員による評価

評価委員会では、指定管理者によるプレゼンテーションと評価のための質疑応答を実施。

9 評価結果の公表

令和2年11月下旬頃、区ホームページに掲載予定

10 委員会での主な意見（総評）

意見：昨年度と比較して事業運営の改善努力が随所に見られるが、赤字経営の解消は急務である。

意見：西新井文化ホールに関しては、集客率の上昇、区内の実演家との連携強化などにおいて概ね評価できる。

意見：今後は感染防止対策を徹底する一方で、インターネットを活用したプログラム強化への取り組みが求められる。

問題点
今後の方針

- 1 評価により明らかになった課題について、指定管理者に通知し改善を促していく。
- 2 評価に用いるチェックシート、アンケートについて見直しを行う。
- 3 新型コロナウイルス感染症の影響を考慮した評価基準を検討する。

区 民 委 員 会 報 告 資 料

令和2年11月11日

件 名	令和2年度 足立区文化芸術劇場（シアター1010）の指定管理者運営評価結果について												
所管部課名	地域のちから推進部 地域文化課												
内 容	<p>足立区文化芸術劇場指定管理者の令和元年度業務について、足立区文化芸術劇場運営評価委員会（以下「評価委員会」という。）による評価を行ったので、下記のとおり報告する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 主な業務内容 足立区文化芸術劇場の管理、運営</p> <p>2 指定管理者 共立・キョードー東京・大星ビル管理共同事業体 （代表者 ㈱共立 代表取締役 横田 健二）</p> <p>3 指定管理料 269,363,264円</p> <p>4 評価結果</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;"></th> <th style="width: 20%;">得点</th> <th style="width: 20%;">得点率</th> <th style="width: 20%;">評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td>126点</td> <td>78.75%</td> <td>A-</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>134点</td> <td>83.75%</td> <td>A</td> </tr> </tbody> </table> <p>（別添資料2「令和元年度文化施設指定管理者業務評価資料」参照）</p> <p>※ 昨年度と比較すると、点数及び評価が低下しているが、文化政策の専門委員による評価の結果であり、運営レベルが低下したものではない。</p> <p>5 評価対象期間 平成31年4月1日から令和2年3月31日まで</p> <p>6 評価委員会開催日 （1）施設見学会：令和2年8月21日（金） （2）評価委員会：令和2年9月8日（火）、11日（金）</p>		得点	得点率	評価	令和2年度	126点	78.75%	A-	令和元年度	134点	83.75%	A
	得点	得点率	評価										
令和2年度	126点	78.75%	A-										
令和元年度	134点	83.75%	A										

7 評価委員会委員構成（計5名）

種別	氏名	勤務先等
学識経験者	熊倉 純子 【委員長】	東京藝術大学大学院 国際芸術創造科教授
	小林 真理 【副委員長】	東京大学大学院 人文社会系研究科教授
	垣内 恵美子	政策研究大学院大学 政策研究科教授
区民	高柳 千代	シアター1010友の会会員
	金谷 美亜	帝京科学大学4年 演劇サークル部長

8 評価方法

- (1) 指定管理者による自己評価（セルフチェック）
- (2) 区職員による実態調査（モニタリング）に基づく評価
- (3) 利用者アンケートの集計・分析
- (4) 評価委員による評価

評価委員会では、指定管理者へのヒアリングを実施し、第三者の視点で審査した。

9 評価結果の公表

令和2年11月下旬頃、区ホームページに掲載予定

10 委員会での主な意見と対応等

(1) 運営に関する評価（総評）

意見：施設稼働率、利用者満足度等が高く、概ね適切な水準で運営出来ている。

意見：立地の良さと指定管理者の強みを活かした運営が出来ている。

(2) 指定管理者について

意見：文化芸術の創造拠点という意味では運営に物足りなさがあり改善の余地がある。

対応策：委員からの意見を指定管理者に伝え、次年度以降の事業運営を考える際に活かしていく。

(3) 評価方法等について

意見：新型コロナウイルス感染症を踏まえた評価基準を作成する必要がある。

対応策：定期的に指定管理者へのヒアリングを実施することにより、感染症の影響を考慮した上で、評価基準を検討していく。

	<p>意見：評価に用いるチェックシートやアンケートについて内容の改善が必要である。</p> <p>対応策：他自治体等の例を参考に見直しを行う。</p> <p>意見：評価委員が個々の視点で重点的にチェックすべき項目を示してほしい。</p> <p>対応策：区の職員が判断できる項目と、評価委員が専門的視点で重点的にチェックする項目について示す。</p>
問題点 今後の方針	<p>1 評価により明らかになった課題について、指定管理者に通知し改善を促していく。</p> <p>2 評価に用いるチェックシート、アンケートについて見直しを行う。</p>

区 民 委 員 会 報 告 資 料

令和2年11月11日

件 名	足立区文化・読書・スポーツ推進委員会条例施行規則の制定について
所管部課名	地域のちから推進部 生涯学習支援課
内 容	<p>1 制定の目的 文化、読書及びスポーツ活動の推進に係る計画の進行を一体的に管理し、及び評価するとともに、足立区における文化芸術、読書活動及び運動・スポーツを推進することを目的とした足立区文化・読書・スポーツ推進委員会条例（以下、「条例」という。）第10条の規定に基づき、この条例の施行に関し必要な事項を定めるため、本規則を制定する。</p> <p>2 規則の概要 (1) 委員の構成（第2条） ア 学識経験者 4名以内 イ 文化芸術、読書活動及び運動・スポーツに関し優れた識見を有する者 9名以内 ウ 区議会議員 3名以内 (2) 部会（第4条）</p> <p>3 規則条文 別紙1のとおり。</p> <p>4 施行年月日 公布の日から施行する。</p>
問 題 点 今後の方針	今後、足立区文化・読書・スポーツ推進委員会の開催に向けて準備を進めていく。

足立区文化・読書・スポーツ推進委員会条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、足立区文化・読書・スポーツ推進委員会条例（令和2年足立区条例第43号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、足立区文化・読書・スポーツ推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 条例第3条に規定する委員は、次の各号に掲げる者のうちから、区長が委嘱又は任命する。

(1) 学識経験者 4名以内

(2) 文化芸術、読書活動及び運動・スポーツに関し優れた識見を有する者 9名以内

(3) 区議会議員 3名以内

(職務代理)

第3条 条例第5条第1項の規定に基づき設置された副会長が複数の場合には、会長はあらかじめ職務を代理する者の順位を定めるものとする。

(部会)

第4条 条例第7条に基づき部会を設置する場合は、会長が委員会の委員のうちから部会の委員（以下「部会員」という。）及び部会長を指名する。

2 部会長は、部会を招集し、部会の会務を総理する。

3 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長の指名する部会員が、部会長の職務を代理する。

(会議録)

第5条 会長は、会議録を作成し、これを保管しなければならない。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、地域のちから推進部生涯学習支援課において

処理する。

(委任)

第7条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

区 民 委 員 会 報 告 資 料

令和2年11月11日

件 名	足立区生涯学習関連施設の指定管理者業務評価結果について					
所管部課名	地域のちから推進部生涯学習支援課・スポーツ振興課・中央図書館					
内 容	<p>生涯学習関連施設指定管理者の令和元年度業務について、足立区生涯学習関連施設指定管理者評価委員会（以下「評価委員会」という。）による評価を行ったので、下記のとおり報告する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 主な業務内容 足立区生涯学習関連施設の管理、運営</p> <p>2 指定管理者及び令和元年度指定管理者評価結果</p> <p>(1) 生涯学習センター</p>					
	施設名	指定管理者	R01 評価	得点率	指定管理料	
	1	生涯学習センター	あだち学びときずな創造事業体 (代表者 伊藤 治光)	B	65.9% (135/205)	230,947,317円
	<p>(2) 地域学習センター等</p>					
	施設名	指定管理者	R01 評価	得点率	指定管理料	
	1	伊興地域学習センター	(株)グランディオサービス (代表者 林 秀樹)	B+	72.4% (123/170)	61,702,263円
	2	梅田地域学習センター	ヤオキン商事(株) (代表者 伊藤 治光)	B+	74.0% (148/200)	156,779,615円
	3	興本地域学習センター	(株)TMエンタープライズ (代表者 川名 康仁)	A-	75.9% (129/170)	73,537,775円
	4	江北地域学習センター	(株)TMエンタープライズ (代表者 川名 康仁)	A-	76.5% (130/170)	103,373,850円
	5	佐野地域学習センター	(株)グランディオサービス (代表者 林 秀樹)	A-	78.2% (133/170)	79,749,580円
	6	鹿浜地域学習センター	ヤオキン商事(株) (代表者 伊藤 治光)	A-	78.8% (134/170)	74,897,559円
	7	新田地域学習センター	(株)グランディオサービス (代表者 林 秀樹)	A-	75.9% (129/170)	60,602,075円
	8	竹の塚地域学習センター	ヤオキン商事(株) (代表者 伊藤 治光)	A-	77.1% (131/170)	119,155,550円
	9	中央本町地域学習センター	ヤオキン商事(株) (代表者 伊藤 治光)	B+	72.4% (123/170)	100,489,084円
	10	東和地域学習センター	ヤオキン・ASCC 共同事業体 (代表者 伊藤 治光)	A-	78.8% (134/170)	101,819,191円
11	舎人地域学習センター	ヤオキン商事(株) (代表者 伊藤 治光)	A-	78.5% (157/200)	82,284,531円	
12	花畑地域学習センター	TM・アズビル共同事業体 (代表者 川名 康仁)	B+	69.0% (138/200)	115,424,418円	
13	保塚地域学習センター	(株)グランディオサービス (代表者 林 秀樹)	A-	77.0% (154/200)	78,227,889円	

(3) スポーツ施設

	施設名	指定管理者	R01 評価	得点率	指定管理料
1	総合スポーツセンター	あだちの未来協創グループ (代表者 水野 明人)	B ⁺	72.2% (130/180)	226,700,000円
2	竹の塚温水プール・体育館 (スイムスポーツセンター)	TM・アズビル共同事業体 (代表者 川名 康仁)	B ⁺	67.2% (121/180)	150,304,750円
3	東綾瀬公園温水プール	野村不動産ライフ&スポーツ・ パートナーズ共同事業体 (代表者 小林 利彦)	B ⁺	70.0% (126/180)	74,344,413円
4	千寿本町小学校 温水プール	フクシ・エンタープライズ (代表者 福士 昌)	A ⁻	76.1% (137/180)	73,661,250円
5	平野運動場	ヤオキン商事(株) (代表者 伊藤 治光)	B ⁺	71.7% (129/180)	22,248,594円

※ 参考 評価結果別一覧

H30→R01	施設名
A ⁻ → A ⁻	舎人、保塚 (2施設)
B ⁺ → A ⁻	鹿浜、東和、佐野、竹の塚、江北、千寿本町小学校温水プール、 興本、新田 (8施設)
B ⁺ → B ⁺	梅田、伊興、総合スポーツセンター、平野運動場、東綾瀬公園温 水プール、竹の塚温水プール・体育館 (6施設)
B → B ⁺	中央本町、花畑 (2施設)
B → B	生涯学習 (1施設)

3 評価対象期間

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

4 評価委員会開催日

令和2年8月19日(水)、20日(木)、21日(金)

5 評価委員会委員構成(計5名)

種別	氏名	役職等
学識経験者 (有識者含む)	岩永 雅也 【委員長】	放送大学 副学長
	高井 正	立教大学 学校・社会教育講座 特任准教授
	酒井 雅男	銀座ヒラソル法律事務所 弁護士
区民	早坂 津夜子	NPO法人 あだち学習支援ボランティア 「楽学の会」元代表理事
区職員	下河邊 純子	青少年課長

6 評価方法

- (1) 指定管理者による自己評価（セルフチェック）
- (2) 区職員による実態調査（モニタリング）に基づく評価
- (3) 利用者アンケートの集計・分析
- (4) 評価委員会に諮問し、総合評価について答申を得る。

評価委員会では事務局が作成した資料の確認及び施設統括責任者へのヒアリングにより、上記（１）（２）を第三者の視点で審査する。

※ ５か年計画が導入された施設についてはプレゼンテーションを行い、評価委員による審査を行う。ただし令和元年度に実施した評価委員会での意見を受け、５か年計画導入２年目の施設についてはプレゼンテーションを行わない。

- (5) 改善が必要な項目（標準点である３点に満たない項目）については、継続審査扱いとなり、翌年度の評価委員会において、再度、改善の可否を審査する。

<評価委員会提出資料>

- ① 業務評価シート
- ② 評価チェックシート
- ③ 利用者アンケート集計結果

7 評価結果

すべての施設がB評価（標準点）以上である。

（別添資料3「令和元年度 足立区生涯学習関連施設指定管理者業務評価資料」を参照）

8 評価結果の公表

令和2年11月下旬頃、区ホームページに掲載予定

9 委員会での主な意見と対応等

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策の一環として、審議時間を短縮するために、各委員の意見や質問の集約・回答を事前に行なったことについて

意見：事前に他の委員の意見を確認でき、また当日自分の意見や質問を再確認することができたため、当日の審議を効率的に行うことができた。

対応策：審議時間短縮の取り組みについては、来年度も引き続き実施し、効率的な評価委員会の審議を目指す。

	<p>(2) 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた評価について 意見：感染症拡大の状況や影響を分析した上で、評価基準を設定すると良い。 対応策：定期的に指定管理者へのヒアリングを実施することにより、利用状況や講座の開催状況を確認し、感染症の影響を考慮した上で、評価基準を検討していく。</p> <p>(3) 評価項目の仕分けについて 意見：評価委員が個々の視点で重点的にチェックすべき項目を示してほしい。 対応策：区の職員が判断できる項目と判断が難しい項目を分け、判断が難しい項目について、評価委員に特に検討してほしい項目として示す。</p>
<p>問題点 今後の方針</p>	<p>1 評価により明らかになった課題について、各指定管理者に通知し改善を促していく。 2 評価指標の見直しを継続的に行う。</p>

区 民 委 員 会 報 告 資 料

令和2年11月11日

件 名	令和2年度3分野連携事業(「ちょいスポ」「ちょいカル」「ちょい読み」)の実施について																
所管部課名	地域のちから推進部 生涯学習支援課・地域文化課・スポーツ振興課・中央図書館																
内 容	<p>1 目的</p> <p>「足立区文化芸術推進計画」、「足立区読書活動推進計画」及び「足立区運動・スポーツ推進計画」の策定に伴い、従来型の分野別のアプローチだけでなく、3分野間の連携により、それぞれの施設利用者が異なる分野への関心・行動につながる働きかけを行うことで、新たな分野に親しむ人を増やしていく。</p> <p>2 実施スケジュール</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">令和2年11月～ 令和3年 1月</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・事前アンケート実施 ・メールマガジン配信 ・プログラム実施 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和3年 2月～ 3月</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・事後アンケート実施 ・アンケート分析、効果検証 </td> </tr> </table> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 新たな分野への参加を促す3つのアプローチ</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">連携分野</th> <th style="width: 40%;">ねらい</th> <th style="width: 35%;">プログラム例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">読書→スポーツ (「ちょいスポ」)</td> <td>読書分野をきっかけに スポーツ分野の関心・行動 につなげる</td> <td>図書館内でのバランスボールを使った軽運動や簡単なストレッチ</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">読書→文化 (「ちょいカル」)</td> <td>読書分野をきっかけに 文化分野の関心・行動に つなげる</td> <td>図書館前のスペースを活用したカメラ講座や、工作・アロマ体験</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">スポーツ→読書 (「ちょい読み」)</td> <td>スポーツ分野をきっかけに 読書分野の関心・行動に つなげる</td> <td>運動系講座でスポーツ関連書籍のブックトーク</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 効果検証のための事前・事後アンケート</p> <p>【調査項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 文化芸術、読書、運動・スポーツの行動変容の度合い ・ プログラム参加の動機・きっかけ など 	令和2年11月～ 令和3年 1月	<ul style="list-style-type: none"> ・事前アンケート実施 ・メールマガジン配信 ・プログラム実施 	令和3年 2月～ 3月	<ul style="list-style-type: none"> ・事後アンケート実施 ・アンケート分析、効果検証 	連携分野	ねらい	プログラム例	読書→スポーツ (「ちょいスポ」)	読書分野をきっかけに スポーツ分野の関心・行動 につなげる	図書館内でのバランスボールを使った軽運動や簡単なストレッチ	読書→文化 (「ちょいカル」)	読書分野をきっかけに 文化分野の関心・行動に つなげる	図書館前のスペースを活用したカメラ講座や、工作・アロマ体験	スポーツ→読書 (「ちょい読み」)	スポーツ分野をきっかけに 読書分野の関心・行動に つなげる	運動系講座でスポーツ関連書籍のブックトーク
令和2年11月～ 令和3年 1月	<ul style="list-style-type: none"> ・事前アンケート実施 ・メールマガジン配信 ・プログラム実施 																
令和3年 2月～ 3月	<ul style="list-style-type: none"> ・事後アンケート実施 ・アンケート分析、効果検証 																
連携分野	ねらい	プログラム例															
読書→スポーツ (「ちょいスポ」)	読書分野をきっかけに スポーツ分野の関心・行動 につなげる	図書館内でのバランスボールを使った軽運動や簡単なストレッチ															
読書→文化 (「ちょいカル」)	読書分野をきっかけに 文化分野の関心・行動に つなげる	図書館前のスペースを活用したカメラ講座や、工作・アロマ体験															
スポーツ→読書 (「ちょい読み」)	スポーツ分野をきっかけに 読書分野の関心・行動に つなげる	運動系講座でスポーツ関連書籍のブックトーク															

4 実施場所（地域学習センター6か所）

No.	センター名 (五十音順)	実施内容		
		ちよいスポ	ちよいカル	ちよい読み
1	伊興	○	○	○
2	興本	○		○
3	江北	○	○	○
4	舎人	○		
5	花畑	○	○	○
6	保塚	○	○	

※ 実施場所の選定方法

全14センターのうち12センターから参加申込書を受理し、書類審査を行った。

【参考】令和元年度「ちよいスポ」（足立区・JSC共催）実施結果

- 1 実施時期 令和元年10月～12月
- 2 実施場所 興本地域学習センター、花畑地域学習センター
- 3 参加人数 1,524人
- 4 アンケート調査の概要
 - (1) 調査期間 令和元年10月1日～令和2年1月15日
 - (2) 対象および回答者数
 - ・ 主に子育て中の女性（20～30歳代）
 - ・ 事前アンケート：192名、事後アンケート：71名
- 5 成果および課題
 - (1) 成果
 - ・ プッシュ型の情報提供（LINE）によって、ターゲットに確実に情報を届けることができた。
 - ・ プログラム参加者については、運動・スポーツに関わる行動に変化が見られた（「家や職場で身体を動かす機会が増えた」など）。
 - (2) 課題
 - ・ アンケートの回答者数を十分に確保できなかったため、令和2年度以降も引き続き調査が必要。
 - ・ 参加動機の傾向（「興味を持った」「楽しみ・気晴らし」「行きやすい」など）を踏まえたプログラムの魅力向上。

問題点
今後の方針

令和3年度の全区展開に向けて、指定管理事業者と連携のうえ、プログラム実施と効果検証を進めていく。

区民委員会報告資料

令和2年11月11日

件名	「読む団地」での読書関連イベント開催について
所管部課名	地域のちから推進部 生涯学習支援課・中央図書館
内容	<p>足立区読書活動推進計画の施策推進の第一歩として、「読む団地」ジェイヴェルデ大谷田のコミュニティラウンジ「BOOK MARK」にて、日本総合住生活株式会社との共催で読書関連イベントを開催したため、以下のとおり報告する。</p> <p>1 オンライントークイベント(テーマ：本から始まる、ご近所づきあい)</p> <p>(1) 日時(「動画 de あだち」にて生配信) 9月5日(土) 午後2時から午後3時30分</p> <p>(2) ゲストスピーカー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 吉満明子(株式会社センジュ出版代表取締役) ・ tsugubooks(読む団地ブックコーディネーター) <p>(3) 動画視聴者数等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ライブ配信視聴者数 約100名(ピーク時) ・ 当日視聴回数 約1,000回 <p>2 ブック交流イベント</p> <p>(1) 日時 10月3日(土) 13時から16時</p> <p>(2) 内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 区立佐野図書館出張コーナー(本のリサイクル) イ 読書コーナー「読む食」(食にまつわる約100冊の本の展示) ウ 本の交換コーナー(一般来場者が自身のおすすめ本を持参) <p>(3) 参加人数等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 来場者 約60名 ・ 本の交換会参加人数 30名 <p>(4) 当日の状況 子どもから高齢者まで幅広く、また都外から参加した方もおり、本をツールに年齢、地域を超えた交流が図られた。</p> <p>(5) 今後の予定 月に1回程度、地域の方々を中心に継続していく。</p>
問題点 今後の方針	<p>1 ブック交流イベントと料理やまち歩きを組み合わせるなど、各種の企画を検討し、文化芸術、運動・スポーツ分野とも連携を図っていく。</p> <p>2 「読む団地」以外にも、まちの中で身近に本を楽しめる場所を展開していく方法を検討する。</p> <p>3 オンラインイベントについては、一定の需要が確認できた。ウィズコロナ・アフターコロナの有効な手法として、活用を検討していく。</p>

区 民 委 員 会 報 告 資 料

令和2年11月11日

件 名	足立区総合スポーツセンター条例施行規則の一部改正について
所管部課名	地域のちから推進部 スポーツ振興課
内 容	<p>足立区総合スポーツセンター条例施行規則の一部を下記のとおり改正した。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 改正の理由 スペシャルクライフコート（障がい者スポーツ支援施設）の設置に伴い、運営に関わる規定の整備を行なうため、規則の一部を改正した。</p> <p>2 主な改正内容 スペシャルクライフコート（障がい者スポーツ支援施設）を団体使用するための規定及び利用時間の規定を行ない、関係する規定を変更した。</p> <p>3 新旧対照表 別紙2のとおり。</p> <p>4 施行年月日 令和2年11月1日</p>
問 題 点 今後の方針	区民や利用者に対し、区ホームページ等で周知を行う。

足立区総合スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表 (案)

改正前	改正後
<p>○足立区総合スポーツセンター条例施行規則 平成 23 年 4 月 1 日規則第 39 号</p> <p>第 1 条 (省略)</p> <p>(使用区分)</p> <p>第 2 条 足立区総合スポーツセンター (以下「総合スポーツセンター」という。) の使用区分は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>団体貸切使用 (以下「団体使用」という。)</u></p> <p>(2) <u>個人公開使用 (以下「個人使用」という。)</u></p> <p>第 3 条 (省略)</p>	<p>○足立区総合スポーツセンター条例施行規則 平成 23 年 4 月 1 日規則第 39 号</p> <p>第 1 条 (現行のとおり)</p> <p>(使用区分)</p> <p>第 2 条 足立区総合スポーツセンター (以下「総合スポーツセンター」という。) の使用区分は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>団体使用 (施設を貸切りで使用するをいう。以下同じ。)</u></p> <p>(2) <u>個人使用 (団体使用以外の使用をいう。以下同じ。)</u></p> <p>第 3 条 (現行のとおり)</p> <p><u>(スペシャルクライフコート (障がい者スポーツ支援施設) の使用)</u></p> <p>第 3 条の 2 <u>スペシャルクライフコート (障がい者スポーツ支援施設) (以下「クライフコート」という。) を団体使用により使用しようとする者は、区長の認定を受けなければならない。ただし、区長が認める者については、この限りでない。</u></p> <p><u>2 前項の認定を受けようとする者は、クライフコート団体使用認定申請</u></p>

<p>(団体使用の申請)</p> <p>第4条 団体使用により総合スポーツセンターの施設を使用しようとする場合は、使用日の属する月の2箇月前の初日から使用日の8日前までの期間（以下「申込期間」という。）内に足立区総合スポーツセンター使</p>	<p><u>書及び会員名簿を区長に提出しなければならない。ただし、区長が認めるときは、会員名簿の提出を省略することができる。</u></p> <p>3 <u>区長は、前項のクライフコート団体使用認定申請書が提出されたときは、その適否を審査し、認定することを適当と認めたときは、クライフコート団体使用認定処分通知書及び利用登録証を交付するものとする。</u></p> <p>4 <u>区長は、前項の審査により認定することを不相当と認めたときは、クライフコート団体使用認定不承認処分通知書を交付するものとする。</u></p> <p>5 <u>第3項の規定による認定を受けたものは、クライフコート団体使用認定申請書に記載した内容に変更が生じた場合又は認定を廃止する場合は、クライフコート認定団体変更・廃止届を区に提出するものとする。</u></p> <p>6 <u>区長は、第3項の規定による認定を取り消すことを適当と認めるときは、クライフコート団体使用認定取消処分通知書を交付するものとする。</u></p> <p>7 <u>この規則に定めるもののほか、第3項の認定に必要な事項は、別に定める。</u></p> <p>(団体使用の申請)</p> <p>第4条 団体使用により総合スポーツセンターの施設<u>（クライフコートを除く。）</u>を使用しようとする場合は、使用日の属する月の2箇月前の初日から使用日の8日前までの期間（以下「申込期間」という。）内に足</p>
---	---

用申請書（以下「団体使用申請書」という。）を区長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、多目的広場を使用しようとする者は、電子情報処理組織（区の使用に係る電子計算機と、区が指定するコンビニエンスストアに設置する電子計算機又は申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により申請することができる。この場合において、当該申請は団体使用申請書によりされたものとみなす。

3 会議室を使用しようとする者は、使用月の属する月の2箇月前の初日から使用日の前日までの期間内に団体使用申請書を区長に提出しなければならない。

4 申込の初日又は最終日が休館日に当たるときは、初日にあつては当該日の直後、最終日にあつては当該日の直前の休館日でない日をもって初日又は最終日とする。

5 第1項、第3項及び前項の規定にかかわらず、区、教育委員会及び別に定める手続により登録した団体（以下「登録団体」という。）が使用する場合は、申込期間前に申し込むことができる。

6 前項の登録団体の使用申込期日は、使用日の属する月の3箇月前の月の第4水曜日とする。ただし、区長が特に必要と認める場合は、使用申込期日を変更することができる。

立区総合スポーツセンター使用申請書（以下「団体使用申請書」という。）を区長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、多目的広場を使用しようとする者は、電子情報処理組織（区の使用に係る電子計算機と、区が指定するコンビニエンスストアに設置する電子計算機又は申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により申請することができる。この場合において、当該申請は団体使用申請書によりされたものとみなす。

3 第1項の規定にかかわらず、会議室を使用しようとする者は、使用月の属する月の2箇月前の初日から使用日の前日までの期間内に団体使用申請書を区長に提出しなければならない。

4 前3項の場合において、申込の初日又は最終日が休館日に当たるときは、初日にあつては当該日の直後、最終日にあつては当該日の直前の休館日でない日をもって初日又は最終日とする。

5 第1項、第3項及び前項の規定にかかわらず、区、教育委員会及び別に定める手続により登録した団体（以下「登録団体」という。）が使用する場合は、申込期間前に申し込むことができる。

6 前項の登録団体の使用申込期日は、使用日の属する月の3箇月前の月の第4水曜日とする。ただし、区長が特に必要と認める場合は、使用申込期日を変更することができる。

第5条～第10条 (省略)

(使用時間)

第11条 総合スポーツセンター施設の使用時間は、次の区分により区長の承認を受けた時間とする。

種別	使用時間
大体育室	午前9時から午後9時まで
小体育室	
柔道場	
剣道場	
弓道場	
エアライフル場	
会議室	
アスレチックルーム	

7 団体使用によりクライフコートを使用しようとするときは、使用日の属する月の1箇月前の月の第4水曜日（当該日が休館日に当たるときは、当該日の直前の休館日でない日）に団体使用申請書を区長に提出しなければならない。

第5条～第10条 (現行のとおり)

(使用時間)

第11条 総合スポーツセンター施設(クライフコートを除く。)の使用時間は、次の区分により区長の承認を受けた時間とする。

種別	使用時間
大体育室	午前9時から午後9時まで
小体育室	
柔道場	
剣道場	
弓道場	
エアライフル場	
会議室	
アスレチックルーム	

庭球場	午前9時から午後5時まで。ただし、夜間照明施設設置コートについては、午前9時から午後9時まで
プール	午前9時30分から午後8時まで
多目的広場	午前9時から正午まで及び午後6時から9時まで

庭球場	午前9時から午後5時まで。ただし、夜間照明施設設置コートについては、午前9時から午後9時まで
プール	午前9時30分から午後8時まで
多目的広場	午前9時から正午まで及び午後6時から9時まで

2 クライフコートの使用時間は、次の各号に掲げる時期の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 3月から5月まで及び9月 午前9時から午後6時まで
- (2) 6月から8月まで 午前9時から午後7時まで
- (3) 10月から2月まで 午前9時から午後5時まで

3 前2項の使用時間は、施設を使用する者が施設を使用する際に要する準備時間及び使用終了後の原状回復に要する時間を含むものとする。ただし、区長が特に必要と認めた場合は時間の変更をすることができる。

第12条～第17条 (現行のとおり)

(特別設備の使用)

第18条 条例第13条ただし書の規定により総合スポーツセンターの施設を使用する者が特別の設備の承認を受けようとするときは、足立区総合スポーツセンター特別設備承認申請書を提出し、その承認を受けなければ

2 前項の使用時間は使用者が施設を使用する際に要する準備時間及び使用終了後の原状回復に要する時間を含むものとする。ただし、区長が特に必要と認めた場合は時間の変更をすることができる。

第12条～第17条 (省略)

(特別設備の使用)

第18条 条例第13条ただし書の規定により使用者が特別の設備の承認を受けようとするときは、足立区総合スポーツセンター特別設備承認申請書

<p>を提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定による承認を受けたときは、足立区総合スポーツセンター特別設備覚書を提出しなければならない。</p> <p>(使用者の義務)</p> <p>第19条 <u>使用者は、条例及び規則に定める事項を遵守し、かつ、指定管理者の指示に従わなければならない。</u></p> <p>第20条～第26条 (省略)</p>	<p>ならない。</p> <p>2 前項の規定による承認を受けたときは、足立区総合スポーツセンター特別設備覚書を提出しなければならない。</p> <p>(使用者の義務)</p> <p>第19条 <u>総合スポーツセンターの施設を使用する者は、条例及び規則に定める事項を遵守し、かつ、指定管理者の指示に従わなければならない。</u></p> <p>第20条～第26条 (現行のとおり)</p> <p>付 則 (平成26年9月17日規則第56号)</p> <p>この規則は、平成26年10月1日から施行する。</p> <p>付 則 (平成28年11月24日規則第110号)</p> <p>この規則は、平成29年1月1日から施行する。</p> <p>付 則 (<u>令和2年10月 日規則第 号</u>)</p> <p><u>この規則は、令和2年11月1日から施行する。</u></p>
--	---